資料
H29.8.24　消費生活協議会

消費生活センターの広域連携について
（消費生活相談業務広域連携事業）

地域・市民生活部 市民窓口課

連携が必要となる背景

高齢者等の消費者被害の深刻化など、消費者の安全・安心をめぐる課題解決に向けて、どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう地方消費者行政の体制整備が求められている。

①消費者安全法の改正（平成28年4月1日施行）

・市町村は、有資格の消費生活相談員を置く「消費生活センター」を設置し、苦情相談等の事務を行うよう努める

・県は、単独の市町村において事務の実施が困難な場合、市町村間の共同処理や事務委託の調整を行うことができる

②長野県からの要請

・市町村長あてに、市町村又は広域連携による消費生活センターの設置促進について依頼あり

③周辺町村から連携要望

・信濃町、飯綱町及び小川村から、本市との連携による共同処理の要望あり

検討の経過

平成28年 7月	信濃町、飯綱町及び小川村から、長野地域連携中枢都市圏連携事業による消費生活センターの共同設置を要望される。 【センター単独設置が困難な理由】 ・消費生活相談件数が単独設置するほど多くない ・設置要件のハードルが高い（相談員確保、週4日以上の開設等）
10月	長野地域連携中枢都市圏の各市町村に連携事業参加の意向調査
11月	第1回連携事業参加希望市町村担当者会議
12月	第2回連携事業参加希望市町村担当者会議 →連携事業参加市町村の確定
平成29年 1月	長野市消費生活協議会
2月	部長会議（庁内合意）、市議会説明、長野地域連携推進協議会承認
4月	ビジョン改定
5月	第3回担当者会議（事業内容、費用負担等の協議）
8月	第4回担当者会議（協定書案の協議）
	（今後の予定）
	協定書締結、住民周知等

圏域内の市町村の状況

消費生活相談苦情件数（H25～27年度の平均）等と連携協議結果

	長野市	須坂市	千曲市	坂城町	小布施町	高山村	信濃町	小川村	飯綱町
市町村	1,256	48	233	1	6	2	4	5	6
県センター※	1,398	163	171	76	38	21	38	16	64
合　計	2,654	211	404	77	44	23	42	21	70
センターの有無	有	H29.4設置	有	なし	なし	なし	なし	なし	なし
連携参加	○	×	×	×	×	○	○	○	○

※ 市町村が設置する消費生活センターのほか、県もセンターを設置し、主として市町村の区域を越えた広域的な見地、あるいは専門的な知識・技術を要する苦情相談等に当たっている（県と市町村の役割分担）

広域連携の導入

平成30年１月に、連携中枢都市圏事業による消費生活センターの広域連携を開始していく。

①連携のメリット

・単独で相談員の配置や消費生活センターを設置することが困難な町村の住民も、専門の相談員による相談を受けることができる。

・連携市町村でセンター設備や相談員を共有することで、それぞれが負担するコストの軽減が期待できるほか、連携に伴い増加する費用負担については県の補助金が見込める。

・「連携中枢都市圏事業」とすることで圏域内の住民の安心安全な消費生活が確保でき、地域の人口減少対策にも貢献し得る。また国の交付税措置がある。

②連携方式等

・連携方式：中心市集約方式（連携町村に相談窓口は残す）

・連携業務の範囲：相談業務（消費生活相談及び市民相談）

・費用負担割合：人口割

連携のイメージ（中心市集約方式）

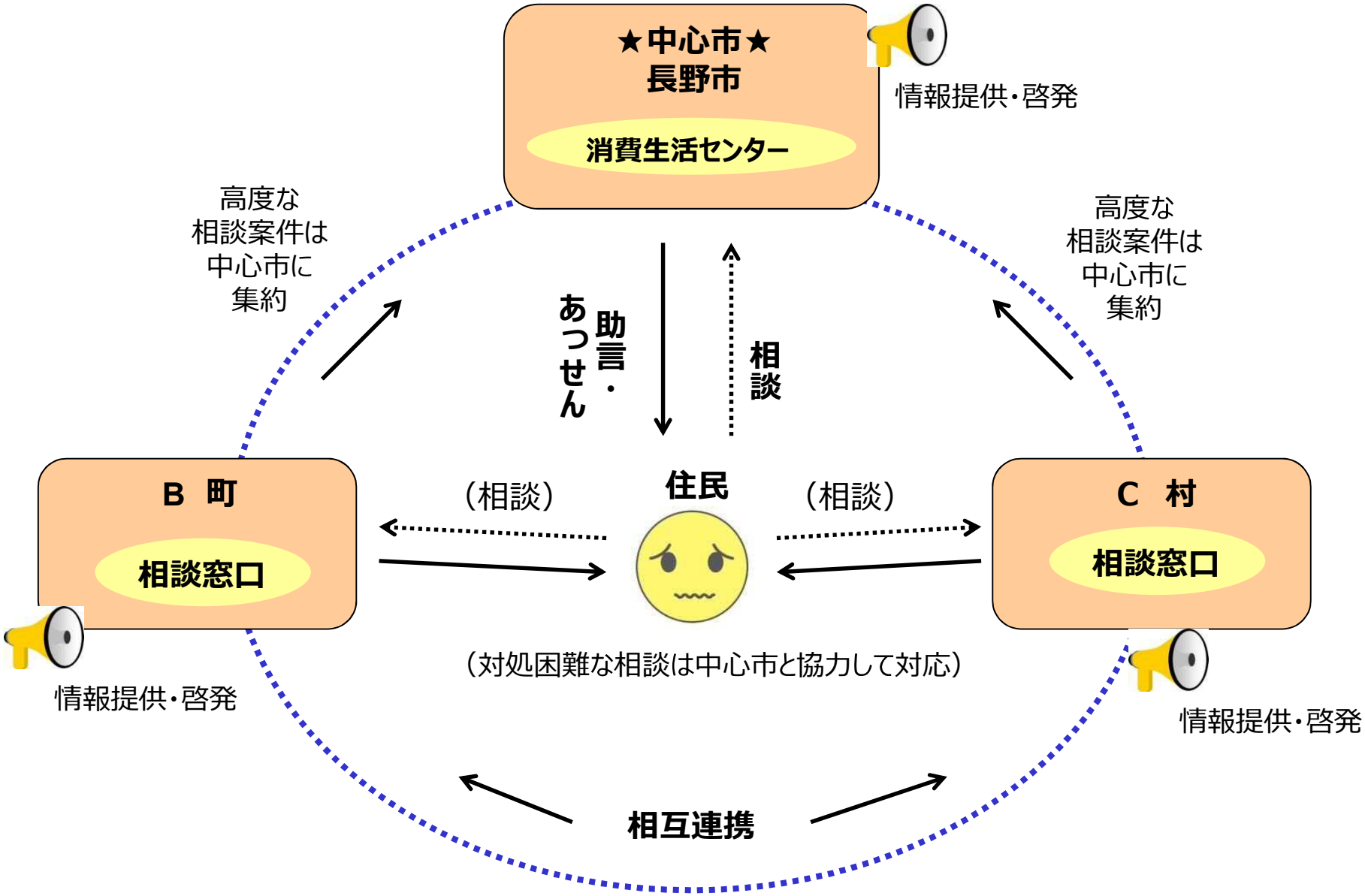

概算費用及び負担金試算（H29.5.31担当者会議提示）

相談業務のみを連携対象に想定した見込み

＜対象経費＞

（単位：千円）

消費生活相談　合　計　①	7,936
人件費（消費生活相談員3人）	7,676
電話料	260
市民相談　合　計　②	3,889
報償費（弁護士等への報酬）	3,731
需用費等	158
2事業の合計　①＋②	11,825

※平成29年度予算ベース（長野市歳出）

＜連携市町村負担額＞ 人口割

（単位：千円）

	人口（人）	構成比	負担額（年額）①＋②	負担額（3か月）
長野市	374,426	0.929	10,993	2,750
高山村	6,871	0.017	201	50
信濃町	8,248	0.020	242	60
小川村	2,515	0.006	73	18
飯綱町	10,788	0.027	316	79
合　計	404,848	1.000	11,825	2,957

※人口はH29.4.1の県人口推計

※※連携町村負担金合計 832千円（年額長野市歳入）

財政措置

＜消費者行政活性化事業補助金（県補助金）＞

◆連携中枢都市（中心市）の取組に対する補助

消費生活センターを含む消費生活相談窓口を整備（新設・増設・拡充）する事業
→事務所の設置費・賃料・改修費、機材・事務用機器の設置費・賃料など

◆連携市町村の取組に対する補助

中心市町村への拠出金（連携市町村においても相談窓口が維持されている場合に限り、対象）
→消費生活相談員の人件費、住民への周知に係る経費など

◆補助率は対象経費の1/2相当額を上限

※Ｈ29年度中の事業着手が必要で、
その後７年間補助あり

＜特　別　交　付　税＞

◆連携中枢都市（中心市）の取組に対する財政措置

１市当たり年間１．２億円程度を基本。圏域内の連携市町村の人口・面積及び連携市町村数から上限額を設定の上、事業費を勘案して算定。

◆連携市町村の取組に対する財政措置

１市町村当たり年間１，５００万円を上限として、当該市町村の事業費を勘案して算定